

QIRAポイントサイト利用規約

変更前	変更後
<p>第1条 (QIRAポイントサイト利用規約の目的)</p> <p>1. 本規約はJFRカード株式会社(以下「当社」という)が提供する、QIRAポイントサイト(以下「本サービス」という)を会員が利用するにあたっての利用条件を定めるものとします。</p>	<p>第1条 (QIRAポイントサイト利用規約の目的)</p> <p>1. QIRAポイントサイト利用規約(以下、「本規約」という)は、JFRカード株式会社(以下、「当社」という)が提供するQIRAポイントサイト(以下、「本サービス」という)を会員(第2条第3項で定義する)が利用するにあたっての利用条件を定めるものとします。</p>
<p>第2条 (用語の定義)</p> <p>2. QIRAポイントとは、当社が大丸松坂屋カード会員に付与するポイントであり、本サービスから交換することができる。または、賞品交換するポイント間を媒介する当社が発行、管理するポイントのことであり、会員は本サービスに登録することで利用いただけます(または、利用が可能となります)。</p> <p>4. ポイント交換パートナー企業とは、当社との間でポイントサービスについての契約を締結し、会員に対してQIRAポイントからパートナー企業への交換ならびにそれに付随するサービスを提供することを承諾した企業をいいます。</p>	<p>第2条 (用語の定義)</p> <p>2. QIRAポイントとは、当社が定めるクレジットカード会員に付与するポイントのことであり、会員は本サービスに登録することで利用することができます。</p> <p>4. ポイント交換パートナー企業とは、当社との間でポイントサービスについての契約を締結し、会員に対してQIRAポイントからパートナー企業ポイントへの交換ならびにそれに付随するサービスを提供することを承諾した企業をいいます。</p>
<p>第4条 (メール配信)</p> <p>当社は、本規約の変更など当社が会員に対して本サービスの利用上重要と判断した場合にメールを配信することができるものとします。また、当社のクレジットカード関連事業、金融事業、保険事業、代理店業における新商品情報のお知らせ、関連するアフターサービスのため、メール配信を行うことができるものとします。</p>	<p>第4条 (メール配信)</p> <p>当社は、本規約の変更など当社が会員に対して本サービスの利用上重要と判断した場合にメールを配信することができるものとします。また、当社のクレジットカード関連事業、金融事業、保険事業、代理店業、金融商品仲介業およびこれらに付随する事業における新商品または既存の関連商品および関連するサービスの提供のため、メール配信を行うことができるものとします。</p>
<p>第5条 (ポイント交換)</p> <p>会員は、ポイント交換パートナー企業が実施するポイントサービスにおいて保有するポイントを、当社所定の比率において、QIRAポイントに交換することができます。同様に、QIRAポイントをポイント交換パートナー企業のポイントに交換することができます。ただし、ポイント交換パートナー企業が実施するポイントサービスでの登録者と、QIRAポイントでの登録者が一致している場合のみ交換することができます。</p> <p>QIRAポイントを当社が指定する特定の団体への寄付や、ポイント交換パートナーである金融機関の口座への入金、ポイント交換パートナー企業の発行するプリペイドカードへの入金及び電子マネーへの交換、QIRAポイントサイトにて、当社又はポイント提供パートナー企業の提供する賞品・サービスの購入代金の充当等に利用することができます。</p> <p>また、QIRAポイントをポイント交換パートナー企業のポイントに交換する場合、会員が1日(0:00-24:00)に交換申請できるQIRAポイントは、交換先ごとの上限額ではなく、ポイント交換全体での交換申請に当社所定の上限がございます。また、会員が1回で交換申請できるQIRAポイントに当社所定の上限がございます。</p>	<p>第5条 (ポイント交換)</p> <p>会員は、ポイント提供パートナー企業が実施するポイントサービスにおいて保有するポイントを、当社所定の比率において、QIRAポイントに交換することができます。同様に、QIRAポイントをポイント交換パートナー企業のポイントに交換することができます。ただし、ポイント交換パートナー企業が実施するポイントサービスでの登録者と、QIRAポイントでの登録者が一致している場合のみ交換することができます。</p> <p>QIRAポイントを当社が指定する特定の団体への寄付や、ポイント交換パートナーである金融機関の口座への入金、ポイント交換パートナー企業の発行するプリペイドカードへの入金および電子マネーへの交換、QIRAポイントサイトにて、当社またはポイント提供パートナー企業の提供する賞品・サービスの購入代金の充当等に利用することができます。</p> <p>QIRAポイントをポイント交換パートナー企業のポイントに交換する場合、会員が1日(0:00-24:00)に交換申請できるQIRAポイントは、交換先ごとの上限額ではなく、ポイント交換全体での交換申請に当社所定の上限があります。また、会員が1回で交換申請できるQIRAポイントに当社所定の上限があります。</p>
<p>第7条 (登録資格とポイント失効)</p> <p>会員は、本サービスを利用するにあたり、大丸松坂屋カードの会員資格を保有していることが必要です。会員規約第25条の手続きにより大丸松坂屋カードを退会した場合、本サービスはご利用いただけません。大丸松坂屋カードの会員資格を喪失した場合、会員が保有するQIRAポイントも失効します。会員資格の喪失により、一度失効したポイントは、元には戻せません。</p>	<p>第7条 (登録資格とポイント失効)</p> <p>会員は、本サービスを利用するにあたり、当社が定めるクレジットカードの会員資格を保有していることが必要です。会員規約第25条の手続きにより当社が定めるクレジットカードを退会した場合、本サービスはご利用いただけません。当社が定めるクレジットカードの会員資格を喪失した場合、会員が保有するQIRAポイントも失効します。会員資格の喪失により、一度失効したポイントは、元には戻せません。</p>
<p>第9条 (ポイント交換レート)</p> <p>各ポイント交換パートナー企業のポイントとQIRAポイントとの交換レートは、当社と各ポイント交換パートナー企業との個別の取り決めによって決定されるものとします。なお、この交換レートは、各ポイント交換パートナー企業の事情により、事前の通知なしに変更されることがあります。</p>	<p>第9条 (ポイント交換レート)</p> <p>各ポイント交換パートナー企業のポイントとQIRAポイントとの交換レートは、当社と各ポイント交換パートナー企業との個別の取り決めによって決定されるものとします。なお、この交換レートは事情により、事前の通知なしに変更されることがあります。</p>
<p>第12条 (当社の免責事項)</p> <p>8. 当社は、前各項に定めるほか、以下のいずれの事項によって会員に生じる損害についてはその責を一切負わないものとします。</p> <p>①通信回線、通信機器及びコンピューターシステム機器の障害による情報伝達の遅延、不能、誤作動等</p> <p>②本サービスの利用につき、会員による本サービスの内容又はその利用方法についての誤解又は理解不足によって発生した損害</p> <p>③ポイント数に関するデータが災害その他やむをえない事情によって消失した場合、又は当該データに異常が生じた場合には、当社は、当該時点において取りうる合理的な措置を講じます。それにも関わらずデータの復元又は異常の解消がされなかった場合、そのために生じた損害については、当社に故意又は重過失がある場合を除き、当社は一切の責を負いません。</p>	<p>第12条 (当社の免責事項)</p> <p>8. 当社は、前各項に定めるほか、以下のいずれの事項によって会員に生じる損害については、当社に故意または重過失がある場合を除き、現実に生じた通常かつ直接的損害の範囲を超えてその責を一切負わないものとします。</p> <p>①通信回線、通信機器およびコンピューターシステム機器の障害による情報伝達の遅延、不能、誤作動等</p> <p>②本サービスの利用につき、会員による本サービスの内容またはその利用方法についての誤解または理解不足によって発生した損害</p> <p>③ポイント数に関するデータが災害その他やむをえない事情によって消失した場合、または当該データに異常が生じた場合には、当社は、当該時点において取りうる合理的な措置を講じます。それにも関わらずデータの復元または異常の解消がされなかったために生じた損害については、当社に故意または重過失がある場合を除き、当社は一切の責を負いません。</p>

- ④会員が会員情報の変更を怠ったことに起因して発生した損害
- ⑤本規約に違反する行為を行ったことにより発生した損害
- ⑥当社が本サービスのセキュリティ対策、及び不正利用防止の対策を行ったことにより会員に生じる損害
- ⑦本規約に基づき当社が資格一時停止、及び本サービスの利用制限を行ったことにより会員に生じる損害

- ④会員が会員情報の変更を怠ったことに起因して発生した損害
- ⑤本規約に違反する行為を行ったことにより発生した損害
- ⑥当社が本サービスのセキュリティ対策、および不正利用防止の対策を行ったことにより会員に生じる損害
- ⑦本規約に基づき当社が資格の一時停止、および本サービスの利用制限を行ったことにより会員に生じる損害

第14条(規約の変更・改定)

1. 当社は、必要があると判断した場合には、本規約の内容をいつでも改定できるものとします。

2. 当社は、本規約を変更しようとするときは、あらかじめ変更後の本規約の内容およびその効力発生日を当社所定の方法により周知します。この周知が行われ、効力発生日が到来した場合には、変更後の本規約を適用します。

(改定日:2023年2月6日)

第14条(規約の変更)

当社は、本規約を変更しようとするときは、あらかじめ変更後の本規約の内容およびその効力発生日を当社所定の方法により周知します。この周知が行われ、効力発生日が到来した場合には、変更後の本規約を適用します。

(改定日:**2024年4月1日**)